

亀山市告示第40号

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市移住支援金交付要綱（令和2年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p><u>(失効に伴う経過措置)</u></p> <p>3 <u>前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて交付している支援金の返還請求については、この告示の失効にかかわらず、第10条の規定は、なおその効力を有する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。